

デイサービス美事

運営規程

社会福祉法人 梓の郷

デイサービス美事

(指定通所介護、介護予防通所介護相当サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梓の郷が開設するデイサービス美事（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下、「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス美事
- (2) 所在地 松本市庄内3丁目4番41号 生活アシストセンター松本1階

(通所介護従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する通所介護従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者
生活相談員 2名以上
介護職員 6名以上
看護職員 2名以上

機能訓練指導員 2名以上
通所介護従事者は、通所介護等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
- (3) サービス提供時間帯 午前8時40分から午後5時

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位目 定員38人

(通所介護等の提供方法、内容)

第7条 通所介護等の内容は、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

- (1) 身体介護
- (2) 入浴介助
- (3) 食事介助
- (4) 機能訓練に関すること
- (5) 栄養改善に関すること
- (6) 口腔ケアに関すること
- (7) 各種レクリエーション活動
- (8) 送迎に関すること
- (9) 相談・助言に関すること

(通所介護等の利用料その他の費用)

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額、介護予防通所介護相当サービスを提供した利用料の額は松本市告示上の額とする。なお、当該通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じたものとする。

- 2 食費として、790円(昼食代690円、おやつ代100円)を徴収する。紙オムツ代、教養娯楽費は実費精算とする。
- 3 利用をキャンセルする際は、利用日の当日9時までに連絡がない場合、キャンセル料として食費790円(昼食代690円、おやつ代100円)を徴収する。

- 4 第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその保証人（以下、「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明した上で、利用者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、松本市（四賀地区、安曇地区、奈川地区、波田地区を除く）とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 事業所では、リハビリテーションの効果を高めるため意図的に家庭と同じような環境（狭い通路、機械・道具を使う危険、キッチンでの火など）をつくっている。日常生活に存在するこれらの危険を克服するための方法を利用者が体験し、家庭での生活に役立てるための環境設定である。リハビリ上、最大限の配慮し、不幸にして事故が発生した場合は直ちに応急措置や医師・救急への連絡を行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 通所介護従事者は、通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

- 第12条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。
- 防火責任者 管理者
防災訓練 年2回
避難訓練 年2回
- 2 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ通報し、再発の確実な防止策を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第14条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1年以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者、保証人及び利用関係者（以下、「保証人等」という。）の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は保証人等の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（苦情・事故に関する記録は5年間）保存するものとする。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人梓の郷とデイサービス美事の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。